

平成27年度行政事業レビューシート ( 法務省 )

<b>事業名</b>		裁判外紛争解決手続 (ADR) 認証制度実施		<b>担当部局</b>	大臣官房司法法制部			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	平成19年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	司法法制課			司法法制課長 西山 卓爾	
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 I-2-(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律			<b>関係する計画、 通知等</b>	司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定)Ⅱ-第1-8-(1) 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)Ⅱ-第1-8-(2)-イ				
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	その他の事項経費				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務について、その中立・公正性を確保するための一定の基準・要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を実施すること等により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図り、国民が紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的としている。								
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	①民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として、法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 ②インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。								
<b>実施方法</b>	直接実施、委託・請負								
<b>予算額・ 執行額 (単位:百万円)</b>	<b>予算の 状況</b>	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	▲1	0	0	0			
		前年度から繰越し	0	0	0	0			
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0			
		予備費等	0	0	0	0			
		計	12	13	10	10	0		
		執行額	8	9	8				
執行率 (%)	67%	69%	80%						
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
			成果実績	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載</b>								<input type="checkbox"/> チェック	
<b>定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合</b>	定量的な目標 が設定でき ない理由 及び定 性的な成果 目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
		民間紛争解決手続は、民間事業者である認証事業者が、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき和解の仲介を行うものであることから、政策的な定量的成果目標の設定には馴染まないものである。			民間紛争解決手続の業務を行う認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることを成果目標とする。参考指標として、認証事業者の利用実績(申立受理件数)を成果実績として記載した。				
	事業の妥当性 を検証する ための代替 的達成目標 及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度
		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	認証事業者の申立受理件数 (平成26年度は集計中)	実績	件	1,284	1,121	-	
			目標値		-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
<b>活動指標 及び活動 実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	民間紛争解決手続の業務の認証数			活動実績	者	13	5	5	
				当初見込み		-	-	-	
<b>単位当たり コスト</b>	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	認証・監督事務に関する当該年度執行額/当該年度末の認証事業者数			単位当たり コスト	千円/ 事業者	23.6	26.1	22.7	-
				計算式	/	2,905/123	3,341/128	3,014/133	-
<b>平成27・ 28年度 予算内 (単位: 百万円)</b>	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	委員手当	0.5							
	職員旅費	0.9							
	委員等旅費	0.1							
	庁費	7							
	情報処理業務庁費	1							
計	9.5	0							

事業所管部局による点検・改善				
	項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	ADRは裁判に代わる紛争解決手段であり、法務大臣の認証制度は、国民が安心して利用することができるADR機関の選択の目安を提供するものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	個々のADR事業者の良し悪しは一般国民の目から見て判別が容易ではなく、当該事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示す認証制度は、広く国民のニーズがある事業であり、国が国費を投入した上で実施すべきものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		-	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	支出先の選定については、一般競争入札を行ったり、少額随契でも複数業者から見積書を徴取するなどして適切に選定している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	単位当たりのコストについては、極力削減に向けて努力しているが、コスト計算での分母である認証件数については事業者側の動向にも関係するものであるから、適正な水準設定が困難である面も存在する。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費目・使途については、いずれも本件事業に関するものに限られており、事業目的に合致しないものは存在しない。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	認証に係る委員手当等の支出は事業者からの認証申請件数に大きく左右される。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	認証審査調査等は、通常2名体制で実施しているが、調査等の内容に応じて、旅行者の人数を調整するなどしている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	法務大臣による認証制度は、国民が安心して利用できるADR機関を選択するための目安を提供し、当該事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示すものであるから、認証制度に代わる他の実効性の高い手段は考え難い。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	類似事業として金融庁が所管する金融ADR制度、消費者庁が実施する消費者紛争解決手続及び厚生労働省が設置する裁判外紛争解決制度活用推進協議会が存在するが、これらの事業は、他省庁において、その政策目的を実現するために実施されているものである。当省の認証制度は、ADR事業者の属性や取り扱う紛争の種類に関わらず、ADR事業がその中立、公正性を確保するための基準、要件に適合しているか等の観点から認証審査・監督業務を行っているものであり、類似の事業との間では適切な役割分担がなされている。
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
	金融庁	6	金融行政の推進に必要な経費	
	消費者庁 厚生労働省	76	消費者紛争解決手続の実施 裁判外紛争解決制度活用推進協議会	
点検・改善結果	点検結果	本件事業は、必要性、効率性、実効性のいずれについても評価できるものであると考えるが、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化はいまだ十分とは言えないため、引き続き実施していく必要がある。		
	改善の方向性	実施に当たっては、裁判外紛争解決手続の円滑な選択に資するよう、今後とも認証申請に対する審査業務及び認証後の監督業務を適正に実施するとともに、国民に対する認証紛争解決事業者に関する情報提供を適切に実施することとする。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				

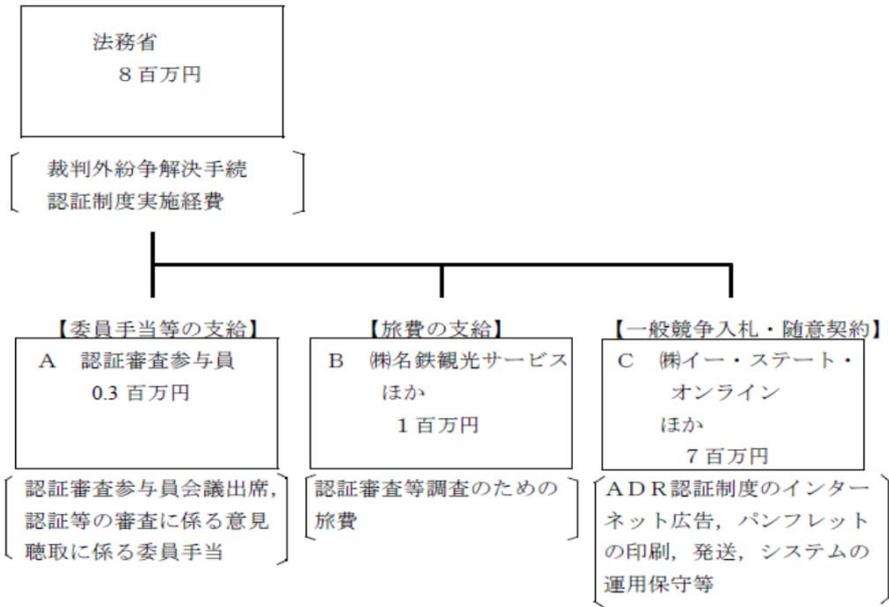
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0007	平成23年度	0007	平成24年度	0007	
平成25年度	0008	平成26年度	0007			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 認証審査参与員			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B. 株式会社名鉄観光サービス			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C. イー・ステート・オンライン株式会社			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	ADR認証制度インターネット広告費	2			
計		2	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
2	個人B	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
3	個人C	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
4	個人D	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
5	個人E	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
6	個人F	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
7	個人G	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
8	個人H	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
9	個人I	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—
10	個人J	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	—	—

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社名鉄観光サービス	旅費	0.8	—	—
2	個人ア	旅費	0	—	—
3	個人イ	旅費	0	—	—
4	個人ウ	旅費	0	—	—
5	個人エ	旅費	0	—	—
6	個人オ	旅費	0	—	—
7	個人カ	旅費	0	—	—

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社イー・ステート・オンライン	ADR認証制度のインターネット広告	2.4	4	74.5%
2	不二オフセット株式会社	ADR認証制度のポスター・パンフレット印刷	1.10	10	88.7%
3	朝日梱包株式会社	ポスター・パンフレットの発送(単価契約)	1	一般競争	—
4	株式会社キタジマ	法律関係資料集及び認証紛争解決事業者一覧資料集印刷	1	随意契約	—
5	バンフィックリプロサービス株式会社	ADR認証業務システム運用保守	0.8	随意契約	—
6	株式会社エンターオン	ADR認証業務システム機器等賃貸借	0.3	随意契約	—
7	有限会社法務弘済会	切手	0.1	随意契約	—
8	株式会社リコー	複写機保守料	0.1	随意契約	—
9	ユニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	複写機保守料	0.1	随意契約	—
10	株式会社福本園	会議用飲料水(単価契約)	0	随意契約	—
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		